

政府からのお知らせを取りまとめた冊子です。

点字・大活字広報誌

ふれあい らしんばん

Vol. 66

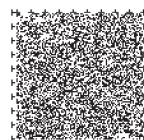
平成31年3月発行

より多くの方に読んでいただくために、
回覧用、貸し出し用として
ぜひご活用ください。



政府広報

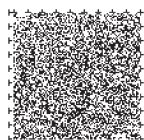
内閣府政府広報室



目次

- 2019年5月1日は
新天皇の御即位の日です。
国民全員でお祝いしましょう…………… 1 と 25
- 消費税率の引上げと
軽減税率制度の実施について…………… 5 と 29
- 春の登山を楽しむために、
覚えておきたい3つのポイント…………… 11 と 36
- 自殺を防ぐために…………… 15 と 40
- いじめをさせない、見逃さない…………… 19 と 45

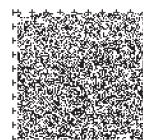
「ふれあいらしんばん第66号」は、1～23ページまでを点字、25～50ページまでを大活字にて表示しています。



2019年5月1日は 新天皇の御即位の日です。 国民全員でお祝いしましょう

2019年は、天皇陛下の御退位に伴い、皇太子殿下の御即位が行われます。そこで、国民がこぞって御即位をお祝いできるよう、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の施行により、今年に限り御即位の日である5月1日と「即位礼正殿そくいれいせいの儀」が行われる10月22日を休日とすることが定められました。

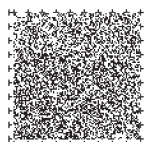
これらの休日に関しては、「祝日法」という法律が適用され、「国民の祝日」となります。



また、この法律では、「前日と翌日が国民の祝日である日は、休日とする」と定められているため、間に挟まれた4月30日と5月2日も休日となり、2019年のゴールデンウィークは最長で10連休となります。

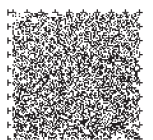
では、御即位に関して行われる式典についてご紹介しましょう。

まず、5月1日には「けんじとうしょうけい 剣璽等承継ぎの儀」が行われます。これは、皇位継承の証である剣や勾玉などを引き継ぐ儀式です。同日には「そくいごちょうけん 即位後朝見ぎの儀」という儀式も行われ、新天皇が初めて内閣総理大臣らに言葉を述べられます。



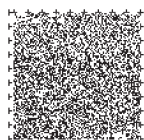
また、10月22日には国内外の代表が参列する「即位礼正殿の儀」が行われ、その後「祝賀御列しゅくが おんれつの儀ぎ」と呼ばれる祝賀パレードも行われます。「祝賀御列の儀」では、国民もその様子を直接目にすることができるため、非常に貴重な機会といえるでしょう。さらに、10月22日、25日、29日、31日には「饗宴の儀」として、国内外の来賓をお招きします。

連休に伴い、公共機関なども休みとなり、国民生活に支障がでるのではないかとと思われる方もいらっしゃるかもしれません。政府としては、連休中のさまざまな事態に備えるため、地方自治体、関係機関、業界団体などと緊密に連携しながら、国民生活に支障が生じることのないよう必要な対応を行うこととしています。



例えば、電気、ガス、水道などのライフラインについては、供給が滞ることのないよう体制を整えることとしており、また、災害などの発生時においても、担当の省庁や関係機関において、迅速かつ的確な対応を行うために必要な体制を整えることとしています。皆さまが安心して連休を迎えることができるよう、政府として今後もさまざまな取り組みを進めてまいります。

▶「天皇の即位の日および即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」に関するお問合せは
内閣府 大臣官房総務課
電話 代表番号 03 - 5253 - 2111
へどうぞ

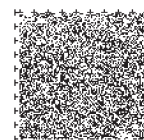


消費税率の引上げと 軽減税率制度の実施について

2019年10月1日に消費税率が現行の8%から10%に2%引き上げられる予定です。

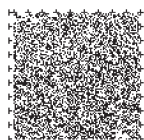
消費税率引上げの背景には、国民一人ひとりの生活の安心を支える社会保障制度をめぐる状況の変化があります。

少子高齢化が急速に進み、社会保障にかかる費用が大きく伸びる中、その財源は私たちが納める保険料や税金だけでなく多額の借金によって賄われており、私たちの子供や孫などの将来世代に負担を先送りしています。

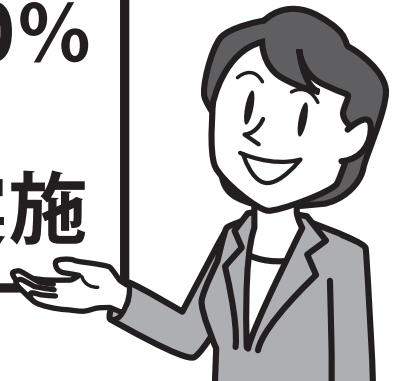


このままでは、現在の社会保障制度を維持していくことが困難となるおそれがあり、社会保障制度をしっかりと次世代に引き継ぐとともに、お年寄りから若者まで全ての世代が安心できる社会保障制度へと大きく転換していく必要があります。その安定した財源を確保するため、2012年に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税率を引き上げることとしています。

消費税率 10%への引上げに合わせて、「お酒・外食を除く飲食料品」及び「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に、税率を8%に据え置く「軽減税率制度」を実施することとしています。

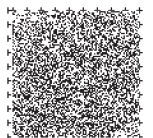


2019年10月1日より
■消費税率 8%→10%
+
■軽減税率制度の実施



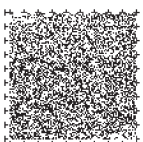
軽減税率制度は、日々の生活の中で、所得の低い方も含め多くの消費者が購入している飲食料品等の税率を据え置くことにより、日々の買い物における税負担を軽減し、家計への影響を緩和することができます。このようなメリットに着目して、所得の低い方に配慮する観点から軽減税率制度を実施することとしたものです。

軽減税率制度が実施された後、私たちは日々の買い物でどのような点に注意する必要があるのでしょうか。



まず、消費税率が標準税率 10%と軽減税率 8%の複数税率になるため、購入する商品・サービスによって税率が異なることとなります。レシートも税率ごとに分けて記載されることとなります。

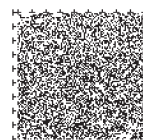
また、ファストフード店やイートインスペースのあるコンビニエンスストアのように、テーブルやイス等の「飲食に用いられる設備」があり、店内で飲食することも持ち帰ることもできるお店で飲食料品を購入する場合、店内飲食の場合は外食となるため標準税率 10%が適用されるのに対して、持ち帰りの場合は軽減税率 8%が適用されることとなります。このため、このようなお店では、レジ等で会計する際に、「店内飲食」か「持ち帰り」かを確認されることとなります。



また、事業者の方も準備が必要となるため、その対応についてご紹介します。

事業者は、複数税率に対応した経理を行うため、請求書の発行や帳簿の記帳などの際に、取引を税率ごとに区分することとなります。また、消費税の納付税額の計算の際に、仕入れに係る消費税額を控除するには、こうした区分経理に対応した帳簿や請求書^{など}等の保存が必要となります。さらに、レジやシステムを複数税率に対応したものに入れ替えたり、改修したりする必要がある場合もあります。

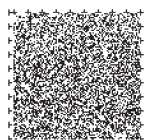
特に注意すべきポイントは、飲食料品を販売していない事業者であっても、接客用のお茶や贈答用のお菓子の購入など、軽減税率が適用される仕入れを行っている場合には、区分して経理することが必要になることです。



このように事業者の方には軽減税率制度の実施前に準備を進めていただく必要があります。

全国各地の税務署^{など}等で開催されている軽減税率制度説明会や相談窓口で、「軽減税率制度とはどのような制度なのか」また「事業者の方がどのような準備をする必要があるのか」などについてお知らせしていますので、必要な準備について確認してみましょう。

また、飲食料品などを販売する中小企業・小規模事業者の方には、実際に準備を進める際の負担を軽減するため、複数税率対応レジの導入^{など}について補助金を設けるなど、各種支援を行っています。ぜひご活用ください。



▶消費税の軽減税率制度に関する一般的なお問い合わせは

消費税軽減税率電話相談センター

専用ダイヤル 0570 - 030 - 456

へどうぞ。

受付時間は平日午前9時から午後5時までです。お近くの税務署にもお問い合わせいただけます。

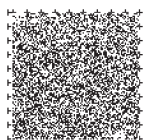
▶また、軽減税率対応レジの導入等に係る補助金に関するお問い合わせは

軽減税率対策補助金事務局

フリーダイヤル 0120 - 398 - 111

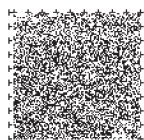
へどうぞ。

受付時間は平日午前9時から午後5時までです。



春の登山を楽しむために、 覚えておきたい3つのポイント

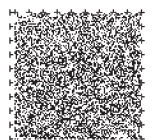
空気や緑がさわやかな春は、たくさんの方が登山を楽しんでいます。その一方で、遭難件数も年々増加しています。警察庁によると、平成29年の山岳遭難は2,583件で、その7割が、道迷い、滑落、転倒によるものです。また、年代別では60歳以上が約5割を占めています。そこで、安全な登山のために大切なポイントを3つ紹介しましょう。



1つ目は、無理のない登山計画の作成と、遭難したときに捜索の手がかりとなる「登山計画書」の提出です。

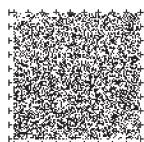
安全に登山するには、自分の体力や技量、知識や経験に見合った山や登山コースを選び、時間にゆとりをもった計画を立てることが大切です。そして計画の内容を、一緒に登山する人や家族や友人などに伝えておくことが重要です。登山計画を立てたら、それを「登山計画書」にまとめ、登山口にある登山届ポストや、山を管轄する自治体や警察署等の登山届を受付してくれる窓口に提出しましょう。

最近では、インターネットで登山計画書を作成し、提出する方法もあります。また、下山したら登山計画書の提出先に、下山したことを伝えましょう。



2つ目は、山に関する情報収集と装備の準備です。春は、山のふもととは暖かくても山頂付近は積雪があるなど、気温差も大きい場合があるので、装備が十分でないとな命にかかわる可能性があります。登山ルートや登山予定日の天候などの最新の情報を調べるほか、登山中も携帯ラジオなどで天候の変化をチェックしましょう。また、気温や天候に合わせて脱ぎ着できる服装や登山靴、雨具はもちろん、防寒具や携帯電話の予備バッテリーなど、どのような装備が必要かを検討し、万全な装備を準備しましょう。

3つ目は、冷静な判断と慎重な行動です。遭難は道迷い、滑落、転倒によるものが多いですが、その理由として、霧や雨、雪といった気象の急激な変化や、病気や疲労などが考えられます。



そのようなときは、場合により下山を諦め、ビバークしなければならないこともあります。登山中に道に迷ったときは、闇雲に進むのではなく、来た道に戻り、正しいルートまで引き返すことが重要です。迷ったときこそ、冷静かつ慎重な行動を心がけましょう。

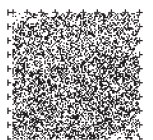
万が一、救助を必要とする場合は、110番通報をお願いします。遭難した場所の地形や気象条件によっては、救助までに時間がかかる場合もあります。登山は、安全に下山してくるまでが登山と考え、ゆとりある登山計画のもと、万全な準備と装備で登山を楽しみましょう。

▶春の山岳遭難防止に関するお問合せは

警察庁 生活安全局地域課

電話 代表番号 03 - 3581 - 0141

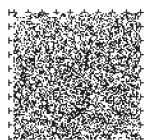
へどうぞ



自殺を防ぐために

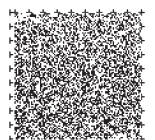
わが国の2018年の年間の自殺者数は、速報値では2万598人と9年連続で減少しています。しかし、いまだに自殺者数が年間2万人を超えていること、若者の自殺者数も含め、依然として深刻な状況にあります。

自殺は、個人の問題ではなく、実際には、長時間労働、失業や借金などの経済・生活に関する問題のほか、心の病気を含む健康上の悩み、家庭や学校に関する問題など、様々な要因が複雑に関係しています。



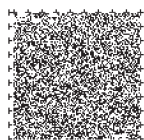
したがって、自殺は、社会的な問題であり、国、地方自治体、企業、関係団体だけではなく、一人一人の国民も含め社会全体でこの問題に取り組んでいかなければなりません。そこで、自殺対策基本法において、毎年^{まいねん}3月を「自殺対策強化月間」とし、社会全体で幅広い自殺対策の活動及び啓発等を推進しています。

自殺は、深刻な悩みを抱え、追い詰められている人に対し、社会的な支援の手を差し伸べることにより、防ぐことができる場合があります。悩みや心の問題を抱えている人から相談を受ける窓口の一つとして、「こころの健康相談統一ダイヤル」があります。この電話は、全国どこからかけても、都道府県や政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」などの公的な電話相談につながるようになっていきます。



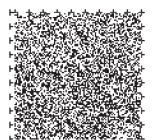
電話番号は 0570 - 064 - 556 で、相談に対応する曜日、時間は都道府県によって異なりますので確認してください。

さらに、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人の相談を、24 時間 365 日無料で受け付ける「よりそいホットライン」もあります。相談内容によって、ほかの支援機関につなぐ同行支援なども行っています。電話番号は、0120 - 279 - 338 となっています。



ほかにも、厚生労働省では、2018年3月から、広く若者一般を主な対象とするSNSなどを活用した相談受付も実施しています。2018年4月から9月までに行われたSNS相談では、9,548件の相談が寄せられました。電話での相談が苦手な方はこうした窓口の活用も検討してみてください。なお、メールやSNSでの相談窓口を設けている団体の情報は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

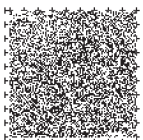
自殺を予防するために、まずは身近で大切な人の変化に気づくことが大切です。皆さんも、周囲の方の悩みに気づいた時、少しの勇気をもって声をかけ、話に耳を傾けてください。相談を受けて、対応の仕方に困った時は、決して無理をせず、先ほど紹介した相談窓口も活用してください。



各相談窓口で受けた相談内容に関する秘密は守られます。皆さんのできる範囲での思いやりが、悩みを抱える方の気持ちを少し楽にしたり、専門家などの支援への一歩につながります。

声でも、文字でも、少しずつでも。あなたの今の気持ちを聞かせてください。

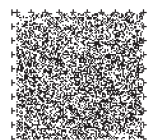
▶ 自殺対策に関するお問合せは
厚生労働省社会・援護局総務課
自殺対策推進室
電話 代表番号 03 - 5253 - 1111
へどうぞ。



いじめをさせない、見逃さない

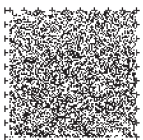
子供のいじめ問題は、深刻かつ重大な社会問題となっています。いじめに起因すると思われる事件がテレビなどで頻繁に報道されていることもあり、関心を持つ方は多いでしょう。

近年、いじめの質は大きく変化しています。以前は、性格がおとなしい、体力がないなど力の弱い子供がいじめの対象となっていました。最近では、活発であったり明るい子供であっても、ささいなことがきっかけでいじめられています。このことから分かるように、どのような子供であってもいじめの対象となり得るのです。



また、いじめの方法や手段が増えただけでなく、陰湿でしつこいケースが多く、そういった行為を遊び感覚で行っていることも特徴です。そのほかにも複数の子供が一人の子供をいじめる場合、いじめをしている子供の誰がリーダーなのかがはっきりせず、自分たちが良くないことをしているという罪の意識を感じていないことが多いといったことも、特徴として挙げられます。

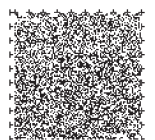
さらに、以前のような「いじめる子供」と「いじめられる子供」の関係にとどまらず、いじめ行為を面白がってはやしたてる「観衆」や、口出しをすると自分が次の標的になるかもしれないとの恐れから、見て見ぬふりをする「傍観者」などが存在する複雑な構造となっています。

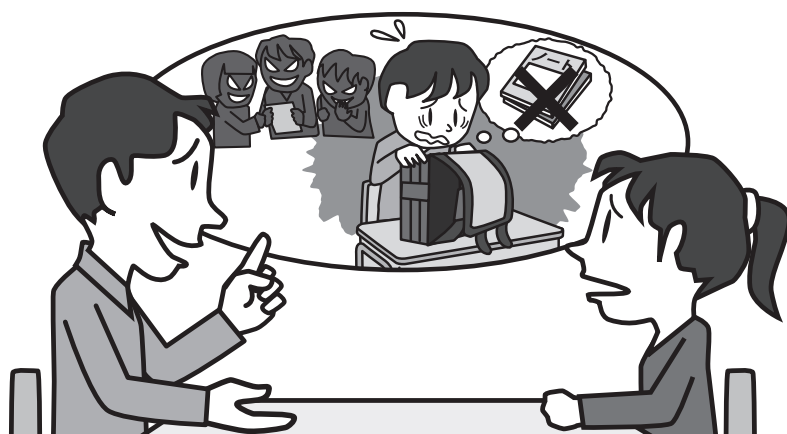


いじめの内容は、仲間外れや無視をする、暴力をふるう、持ち物を取り上げたりしつこくからかったりするなど、相手の嫌がることをするといったものです。さらにここ数年は、携帯電話やスマートフォンを持つ子供が増え、無料通信アプリやSNSで仲間外れにしたり誹謗・中傷をしたり、インターネット上に個人を攻撃する書き込みをしたりするなどのネットいじめも大きな社会問題となっています。

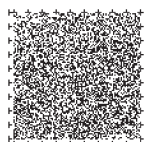
このようないじめの背景には、子供たちを取り巻く学校や家庭、社会環境が複雑に絡み合った問題があり、現代社会のひずみを反映しているといえるでしょう。

いじめの根底には、他人に対する思いやりや、いたわりといった人権意識が薄れている現状があります。

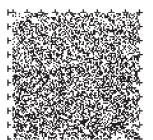




子供にいじめをさせないためには、相手の立場になって考えさせ、いじめがとても残酷で、いじめを受けた子供に、将来にわたる深刻な被害をもたらす重大な人権侵害であることを十分に理解させることが必要です。また、「認められたい」、「尊重されたい」という子供の欲求を満たすために、子供とのコミュニケーションを深め、子供の悩みを解消することも大切です。さらに、いじめを見逃さないためには、普段から子供と学校での出来事などを話し合う時間を作るなど、いじめの早期発見に意識的に努めることが大切です。

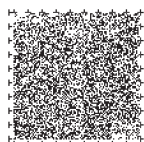


法務省では、学校におけるいじめなどの問題に対する活動として、全国の小学生や中学生に「子どもの人権SOSミニレター」を配布しています。ミニレターは、相談したいことを書いてポストに投函すると最寄りの法務局・地方法務局に届く仕組みになっており、「誰に相談すればよいか分からない、でも助けて欲しい」という子供たちの思いを受け止めるツールとなっています。平成29年度には、およそ1万6千件の相談が寄せられました。受け取ったミニレターは、法務局の職員や人権擁護委員が一通一通読んで丁寧に返信し、場合によっては子供と直接面談をするなど、解決に向けた取組を積極的に行っています。相談内容などの秘密は守られますので、安心してご相談・ご紹介ください。



いじめは子供たちにとって最も身近で過酷な人権侵害です。いじめを「させない」「見逃さない」ために、周りができることを行っていきましょう。

- ▶「いじめ」など子供の人権問題に関するご相談・お問合せは
子どもの人権 110 番
フリーダイヤル 0120 - 007 - 110
へどうぞ。
相談内容などの秘密は守られます。



この広報誌は、「政府広報オンライン」でもお知らせしています。

また、他のテーマもあわせ、音声によるご案内もしています。

▶政府広報オンライン

○点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」

ふれあいらしんばん

検索

○音声広報CD「明日への声」

明日への声

検索

点字・大活字広報誌

ふれあい

Vol. **66**

らしんばん

平成31年3月発行

発行：内閣府政府広報室

制作：株式会社廣濟堂

